令和８年 11 月 13 日
感発 1113 第２号
医薬発 1113 第１号

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部長
（公印省略）

厚生労働省医薬局長
（公印省略）

「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」の一部改正について

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 12 条第１項の規定による報告及び予防接種に係る医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 68 条の 10 第２項の規定による報告等の取扱いについては、「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」（平成 25 年３月 30 日付け健発 0330 第３号・薬食発 0330 第１号厚生労働省健康局長・厚生労働省医薬食品局長連名通知。以下「連名通知」という。）に従い、御理解と御協力をいただいているところです。

今般、連名通知の一部を別紙のとおり改正することとしましたので、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。）及び関係機関等に周知をお願いいたします。

なお、公益社団法人日本医師会に対し、本件に係る協力を依頼していることを申し添えます。

記

１　改正の概要

別添１について、ＲＳウイルス母子免疫ワクチンに関する報告基準にギラン・バレ症候群を追加する。

２　適用日

令和８年 11 月 13 日